

静岡文化芸術大学大学運営会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学の運営及び教育研究全般に係る事項のうち、学長からの諮問事項及び学内の諸課題について全学的な視点から検討を行い、その対応方針等を協議するために設置する静岡文化芸術大学大学運営会議（以下「会議」という。）に関して、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（常勤）
- (3) 副学長
- (4) 学部長
- (5) 研究科長
- (6) 教務部長
- (7) 学生部長
- (8) キャリアセンター長
- (9) 文化・芸術研究センター長
- (10) 図書館・情報センター長
- (11) 国際交流センター長
- (12) 入学試験・高校大学連携センター長
- (13) 地域連携センター長
- (14) 学科長
- (15) 事務局長

(協議事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大学の運営に関する事項
- (2) 教育研究に関する事項
- (3) 学部間、研究科間等の調整に関する事項
- (4) その他学長が大学の運営上必要と認める事項

(議長)

第4条 会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した者がその職務を代行する。

(専門部会)

第5条 学長が必要と認めたときは、会議に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員として、第2条第1項各号に規定する者のほか、必要に応じて学長が指名する者を加えることができる。

3 専門部会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第7条 会議に関する事務は、事務局総務室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。